

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公告

- 特定調達契約の落札者の決定【総務局総務部総務課】

6

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局保健衛生部食肉センター】

7

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】

10

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

13

- 北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の廃止並びに北九州市農業委員会の設置【産業経済局農林水産部農林課】

14

◇ 農業委員会

- 北九州市東部農業委員会規則を廃止する告示【東部農業委員会事務局】

15

- 北九州市西部農業委員会規則を廃止する告示【西部農業委員会事務局】

16

北九州市告示第 3 1 6 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 2 年 1 2 月 2 9 日から令和 3 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 6 月 3 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 2 年 6 月 1 6 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 1 7 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	令和 2 年 6 月 1 0 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	6 台	令和 2 年 6 月 1 6 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 6 月 2 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 6 月 1 日	
	3 台	令和 2 年 6 月 2 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 4 日	
	3 台	令和 2 年 6 月 8 日	
	3 台	令和 2 年 6 月 1 2 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 1 5 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 1 6 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 2 2 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 2 6 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 2 9 日	

	1 台	令和 2 年 6 月 3 0 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 6 月 1 5 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	6 台	令和 2 年 6 月 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	6 台	令和 2 年 6 月 8 日	
	3 台	令和 2 年 6 月 1 0 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 1 6 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 1 9 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	
	4 台	令和 2 年 6 月 2 9 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 6 月 4 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	5 台	令和 2 年 6 月 4 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 2 年 6 月 1 1 日	長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 8 台	令和 2 年 6 月 1 7 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 6 月 5 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
八幡西区自転車放置禁止	1 台	令和 2 年 6	築地自転車保管所

区域外		月 5 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 1 2 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 1 7 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 6 月 1 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	2 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 2 年 6 月 1 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 4 日	
	2 台	令和 2 年 6 月 1 1 日	
	1 台	令和 2 年 6 月 2 3 日	

北九州市公告第509号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局総務部総務課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
7,911万1,623円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月13日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第511号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立食肉センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年11月1日から令和3年10月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号

北九州市立食肉センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-

582-2545) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年8月12日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項等を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
北九州市立食肉センター

イ 日時 公告の日から令和2年9月9日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
北九州市立食肉センター1階会議室

イ 日時 令和2年8月27日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年8月12日の午後4時40分まで(日曜日等を除く。)に競争参加の申出書を北九州市立食肉センターに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年8月12日の午後4時40分までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
北九州市立食肉センター1階会議室

イ 日時 令和2年9月9日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年9月8日午後4時40分までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局保健衛生部食肉センター

〒802-0012 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号

電話 093-521-0172

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu Municipal Meat Inspection and Control Center

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m. September 9, 2020

(3) Deadline of Tender(by mail)

4:40p.m. September 8, 2020

(4) For further information, please contact:

Administration Section, Kitakyushu Municipal Meat Inspection and Control Center, Public Health and Welfare Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第512号

一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 役務の名称及び数量 環境センター公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年1月1日から令和8年12月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加者資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年8月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）に競争入

札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

イ 日時 この公告の日から令和2年8月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年8月7日までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に、令和2年8月7日まで（日曜日等を除く。）に提出のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第2入札室

イ 日時 令和2年8月24日午後2時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

FAX 093-582-2196

北九州市公告第 5 1 4 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 7 月 1 7 日 第 5 4 5 0 0 2 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置		延長 (m)	幅員 (m)
起点	終点		
北九州市戸畑区 牧山海岸 3 番 8 6 地先	北九州市戸畑区 牧山海岸 3 番 1 4 4 地先	7 9 . 1	1 1 . 7 ~ 1 2 . 3

北九州市公告第 5 1 5 号

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 3 条第 4 項の規定により、令和 2 年 7 月 1 8 日に北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会を廃止し、その廃止された北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の区域に、新たに北九州市農業委員会を設置するので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 新たに設置された農業委員会の名称 北九州市農業委員会
- 2 新たに設置された農業委員会の区域 北九州市全域

北九州市東部農業委員会告示第 8 号

北九州市東部農業委員会規則を廃止する告示を次のように定める。

令和 2 年 7 月 1 7 日

北九州市東部農業委員会

会長 井 手 尾 秋 義

北九州市東部農業委員会規則を廃止する告示

北九州市東部農業委員会規則（平成 5 年北九州市東部農業委員会告示第 1 号）は、廃止する。

付 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 8 日から施行する。

北九州市西部農業委員会告示第4号

北九州市西部農業委員会規則を廃止する告示を次のように定める。

令和2年7月17日

北九州市西部農業委員会
会長 久野善隆

北九州市西部農業委員会規則を廃止する告示

北九州市西部農業委員会規則（平成5年北九州市西部農業委員会告示第1号）は、廃止する。

付 則

この告示は、令和2年7月18日から施行する。